

八街市避難行動要支援者避難支援全体計画（案）

に対する意見と市の考え方

対応項目

- A：意見を受けて加筆・修正したもの
- B：案に意見の考え方が概ね含まれていたもの
- C：案に意見の考え方が一部含まれていたもの
- D：案に意見の考え方を反映・修正しなかったもの
- E：その他の意見

番号	分類	意見の要旨	対応	市の考え方
1	15頁 3. 避難行動要支援者への具体的な配慮 区分：身体障害者（聴覚障がい）	<p>追記希望</p> <p>○一般的な特徴 <u>見た目ではその障がいが見えないうえ、取り残される場合がある。</u></p> <p>変更</p> <p>●具体的な配慮 <u>文字を入力するなど、視覚情報（文字、絵図等）を活用した情報伝達や状況説明が不可欠であり、筆談で伝えるなど、文字やイラスト等による視覚情報を活用した情報伝達や状況説明が不可欠であり、できれば手話通訳者等の協力を得ることが望ましい。</u></p> <p>【理由】 障がいに理解を求めるものである。</p>	A	<p>次のように修正します。</p> <p>○一般的な特徴 音声による避難誘導の指示の認識や、通常の会話によるコミュニケーションが不可能または困難な場合が多い。<u>見た目ではその障がいが見えないうえ、取り残される場合がある。</u></p> <p>●具体的特徴 筆談で伝えるなど、<u>文字やイラスト等による視覚情報を活用した情報伝達や状況説明が不可欠であり、できれば手話通訳者等の協力を得ることが望ましい。</u></p>
2	19頁 (2) 情報提供	<p>情報の見える化。誰にでもパッと見てわかる工夫、表示方法を配慮をお願いします。（文字の大きさ、表示位置、高さ）</p> <p>【理由】 障がいにかかわらず、必要なもの。庁内掲示物に関しても日々思うことです。アップデートされず、古い情報がそのままだったりすることがある。</p>	A	<p>次のように修正します。</p> <p>避難所では情報が不足することが予測されることから、避難行動要支援者が必要以上に不安を抱くことも想定されている。<u>よって、報道機関等からの情報を提供する際は、文字の大きさや位置など、わかりやすい表示に配慮するほか、情報の更新を適宜行う。</u></p>